

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、令和8年特定計量器の定期検査の期日、場所等を次のとおり告示する。

令和8年3月5日

旭川市長 今津寛介

1 定期検査を行う区域

春光各条、春光町、字近文各線、住吉各条、春光台各条、末広各条、末広東各条、旭町各条、大町各条、川端町各条、旭岡、近文町、北門町、緑町、錦町、花咲町、本町、江丹別町、神楽各条、神楽岡各条、神楽岡公園、西神楽南各条、西神楽北各条、西神楽各線、西神楽南、新開、西御料各条、緑が丘各条、緑が丘東各条、緑が丘南各条、永山各条、永山北各条、永山町、流通団地各条、秋月各条、東各条、新富各条、金星町、大雪通、パルプ町各条、パルプ町、新星町、東旭川南各条、東旭川北各条、工業団地各条及び東旭川町

2 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

### 3 定期検査実施の期日及び場所

検査期日	検査場所	住所	受付時間
令和8年6月8日・9日	旭川市愛育センター	春光2条7丁目	午前9時30分から午後3時まで
令和8年6月10日・11日	旭川市北星公民館	北門町8丁目	
令和8年6月16日	旭川計量機(株)	流通団地2条4丁目	
令和8年6月17日	北海道計量検定所旭川支所	永山6条19丁目	
令和8年6月18日	旭川市東旭川支所	東旭川北1条6丁目	
令和8年6月23日	旭川市神楽市民交流センター	神楽3条6丁目	
令和8年6月24日・30日	旭川市計量検査所	東5条3丁目	

### 4 所在場所検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号。以下「省令」という。）第39条に該当する場合）

対象事業所において受検希望の場合は、所在場所定期検査申請書（省令様式第13。以下「申請書」という。）を提出すること。

検査期日	対象事業所（次の区分に従い、次に掲げる条件のいずれかに該当する事業所）	申請書の提出締切日
令和8年4月6日～5月31日	<p>&lt;商業関係&gt;</p> <p>① 1店舗で使用している特定計量器が10台以上あること。</p> <p>② 特定計量器を使用している店舗数が5店舗以上であるか、又は使用している特定計量器が20台以上あること。</p> <p>③ 特定計量器の運搬が著しく困難であることその他特別の事由があると市長が認めたこと。</p>	令和8年3月30日
令和8年4月6日～5月31日	<p>&lt;工業関係&gt;</p> <p>① 取引又は証明に使用している特定計量器が10台以上あること。</p> <p>② ひょう量1トン以上の特定計量器が設置されていること。</p> <p>③ 特定計量器の運搬が著しく困難であることその他特別の事由があると市長が認めたこと。</p>	令和8年3月30日
令和8年9月1日～9月30日	<p>&lt;高精度関係&gt;</p> <p>① 最小の目量が100ミリグラム以下の電気式はかりを使用していること。</p> <p>② その他特別の事由があると市長が認めたこと。</p>	受検時申請

令和8年7月1日～10月31日	<p>&lt;省令第39条第1項第5号に該当する検査&gt;</p> <p>① 春光台各条、江丹別町、西神楽、東旭川町の各地区で、ひょう量150キログラム以下の特定計量器を使用していること。</p> <p>② 電気式はかりで、特に運搬が著しく困難であると市長が認めたものを使用していること。</p>	申請書不要
令和8年8月17・18日	<p>&lt;大型スケール&gt;</p> <p>① ひょう量5トン以上の特定計量器が設置されていること。</p> <p>② その他特別の事由があると市長が認めたこと。</p>	令和8年7月10日

備考

「検査期日」には、旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を含まないものとする。

5 その他

3及び4に掲げる検査期日以外の日については、旭川市計量検査所又は特定計量器の所在場所（4の各区分において掲げる条件のいずれかに該当する事業所に限る。）において検査を実施する。ただし、休日を除く。

6 問合せ先並びに所在場所定期検査申請書の受付の場所

旭川市計量検査所事務室  
旭川市1条通8丁目フィール旭川7階  
電話 20-0360